

日本赤十字社臨床検査技師会

表彰規定

〈 総 則 〉

第1条 日本赤十字社臨床検査技師会〔以下、会という〕の行う表彰はこの規定に定めるところによる。

第2条 表彰は次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

1. 永年会員表彰〔永年功労賞〕20年以上引き続き会員として、会の発展に尽力し55才以上の者（その年度末に55才になる者）
2. 功労会員表彰（特別功労賞） この会に顕著な功績があった者
3. 学術研究研鑽者表彰（学術功労賞） この会の振興に顕著であった者で、日赤検査学術大会（旧日本赤十字社医学検査学会）、日本赤十字社医学総会、会誌「日赤検査」に投稿、並びに全国赤十字社臨床検査技師会業務研修会・総会時の研究発表において5回以上発表した者
4. 日赤検査学術大会において優秀な発表を行った者（優秀演題賞3名選出）
5. 前各号の他、表彰することが適当であると認められた者

〈 表彰の審査 〉

第3条 表彰の審査は必要に応じて理事の申し出により理事会の選考を経て、会長が行なう者とする。但し、優秀演題賞については、学術大会参加理事、学会長、学会事務局長の投票で決定する。

第4条 表彰は会長が行い、表彰状を授与し、記念品を添えて行うものとする。

〈 表彰の期日 〉

第5条 表彰は毎年総会に行う。但し、優秀演題賞については、学術大会閉会式で行う。

〈 補 足 〉

第6条 この表彰規定は理事会の議決を経て、総会の承認を得なければ変更することができない。

〈 付 則 〉

この規定は、平成元年11月18日より施行する。

（平成元年11月8日制定）

（平成14年10月17日制定）

（平成16年7月9日制定）

（平成27年4月17日制定）

（平成27年6月19日制定）